

奈良県立図書情報館カフェレストラン出店事業者 評価基準

資料3

評価項目	評価基準	審査の視点	換算係数	評価点
コンセプト	(1)コンセプトが図書情報館内のカフェとしてふさわしい。	具体的なコンセプトが示されており、それが図書情報館内のカフェとしてふさわしい場合、優位に評価。	× 2	10点
メニュー・価格 (※)	(2)コンセプトを踏まえたメニュー・価格となっている。	提案が具体的でバリエーションに富んでいる場合、県内農産物等を使用し地産地消に取り組んでいる場合、メニュー価格が概ね1,000円以下の場合、優位に評価。	× 4	20点
飲食事業実績 (※)	(3)飲食事業の実績があり、過去3年間の売り上げが安定している。	飲食関連サービスや飲食店の運営実績があり、売り上げが安定している場合に優位に評価。	× 4	20点
店舗運営	(4)魅力ある店舗づくりに配慮されている。	厨房機器の計画、テーブル・イスの配置などの計画が適正である場合、優位に評価。	× 2	10点
	(5)営業日、営業時間、人員配置、勤務体制が適正である。	業務遂行体制・勤務体制が具体的であり、責任の所在が明確である場合、優位に評価。	× 2	10点
	(6)従業員の教育、研修等が適正である。	図書情報館内の店舗としてふさわしい服装であり、また従業員の教育・訓練の取り組みがされている場合、優位に評価。	× 2	10点
収支計画	(7)収支計画(収支の妥当性、人件費・事業費のバランス・妥当性など)が適正である。	収支計画に無理がなく、適正である場合、優位に評価。	× 2	10点
経営の安定性	(8)財務状況等、運営者の経営が安定している。	財務状況が健全である場合、優位に評価。	× 2	10点
評価点合計				100点

- ・審査委員は5名とする。
- ・各審査委員は、各評価項目を5段階評価(1・2・3・4・5)で採点し、その点数を2倍(※の項目は4倍)したものを評価点とする。
- ・各項目の評価点合計が30点(※の項目は60点)以上、かつ評価点合計が300点以上の者の中から最高評価点の者を出店事業者とする。
- ・応募者が1者で、各項目の評価点合計が30点(※の項目は60点)以上、かつ評価点合計が300点以上の場合は、その者を出店事業者とする。